

出産・子育て応援ギフトプラットフォーム構築業務

委託仕様書

令和5年9月

岩手県保健福祉部
子ども子育て支援室

出産・子育て応援ギフトプラットフォーム構築業務委託仕様書

この「仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「出産・子育て応援ギフトプラットフォーム構築業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務の概要

(1) 業務の目的

核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊娠・子育て家庭も少なくない。全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題である。

この事業は、妊娠・子育てのための物品やサービスの提供により、乳幼児期からの子育ての喜び、楽しさを発信し、出産・子育てへの不安・負担の軽減を図り、すべての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てできる環境整備を推進するものである。あわせて、出産・子育てにおける相談窓口・行政サービス等の情報を前向きに伝えるツールとして活用することを目的とする。

(2) 契約期間

ア 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

イ 予算額

10,000,000円以内（税込）

(3) 事業概要

ア 出産応援ギフト

妊婦に対し、50千円相当額のポイントを付与し、マタニティ用品、育児用品や子育て支援サービス等を提供する。

イ 子育て応援ギフト

子育て家庭に対し、50千円相当額のポイントを付与し、育児用品や子育て支援サービス等を提供する。

(4) 対象者

ア 出産応援ギフトは、以下の(ア)から(ウ)までに掲げる者のうち、出産応援ギフトの申請時点で本県に住所を有する者に対して支給する。

(ア) 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の開始日以降（以下、事業開始日）に妊娠の届出をした妊婦（産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した者又は妊娠していることが明らかである者に限る。）

(イ) 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した児童の母（妊娠中に本県に住所を有していた者に限る。）

(ウ) 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に妊娠の届出をした妊婦（妊婦であった者を含み、(イ)に該当する者を除く。）

イ 子育て応援ギフトは、以下の(ア)又は(イ)に掲げる対象児童（子育て応援ギフトの支給相当額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）を養育する者であって、子育て応援ギフトの申請時点で本県に住所を有する者に対して支給する。ただし、同一の対象児童に係る支給対象者が2人以上いる場合において、そのうち1人に対して子育て応援ギフトが支給された場合、他の支給対象者に対する同一の対象児童に係る子育て応援ギフトは支給しない。

(ア) 事業開始日以降に出生した児童であって、本県に住所を有する者

(イ) 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した児童であって、本県に住所を有する者

ウ イの規定に関わらず、次のいずれかに該当する者には、子育て応援ギフトは支給しない。

(ア) 児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者

(イ) 同号に規定する障害児入所施設等の設置者

(ウ) 法人

(5) 想定件数（年間）

ア 出産応援ギフト 6,600件

イ 子育て応援ギフト 6,600件

※ 現時点での最大件数であり、今後増減する可能性があること。

2 委託内容

(1) WEBサイト・WEBカタログ等の作成

ア 受託者は、本事業の目的に鑑み、妊婦や乳幼児を育てる家庭に喜ばれる妊娠・育児用品等や家事・育児支援サービス等を選択・発注できる専用のWEBサイトとWEBカタログを作成すること。

イ WEBサイトとWEBカタログの利用にあたっては利用対象者ごとにIDとパスワード（以下、「PW」という。）を付与し、利用者の登録を行うこと。

ウ WEBサイトへのアクセスコード（二次元コードとURL）とID・PWが記載されたギフトカード、利用案内状、送付用封筒等を作成し、送付用封筒にギフトカードと利用案内状を封入した上、指定場所に納品すること。

なお、贈呈品の発注期限を利用対象者が初回登録（ログイン）を完了してから有効期限を設定することとし、期間については、県と協議の上、決定すること。

エ 受託者は、WEBサイト、WEBカタログ、ギフトカード、利用案内状、送付用封筒など利用対象者の利用に供する物品等のデザインを提案し、県と協議の上、決定すること。なお、上記のデザインはいずれも、修正可能な段階で県に確認し、承認を受けること。また、県が理由を付して再編集を依頼する場合は、これに応じること。

オ 各作成物については、以下のとおりとする。

(ア) WEBサイトの作成

- ① WEBサイトは、利用対象者が見やすく、使いやすいものとして作成するとともに、不正ログイン及び不正利用の防止対策を十分に構築すること。不正ア

アクセスや関係者の持ち出し等により情報の漏えいを未然に防止する十分な措置を執るとともに、個人名を含む個人情報データについては、万全なセキュリティ対策を施すこと。また令和6年3月を目途に公開を開始し、公開前に誤字や漏れがないようにテストを行い、県の確認を受けること。

- ② WEBサイトでの発注は、パソコンのほか、スマートフォンからも行うことができる仕様とすること。
- ③ 通信回線が混雑して申込みができなくなることを防ぐよう、通信環境やWEBサーバーの機能などの対策を講じること。
- ④ WEBサイトは、多言語化に対応すること。
- ⑤ サーバーメンテナンス等で、利用者がWEBサイトを利用できない期間を可能な限り短くし、メンテナンス等にあたっては利用者の利便性に配慮すること。
- ⑥ WEBカタログ内での妊娠期・出産期ポイントは合算し利用できるものとする。また、未使用のポイントがあった場合、本人に贈呈品等の送付や現金での還付は不要とする。
- ⑦ 県や市町村の子育て関連ホームページへのバナーリンクを掲載できるページを作成すること。また、県や市町村の子育て関連情報をプッシュ配信できる機能を搭載し、市町村ごとに対象者向けの配信をできるようにすること。
- ⑧ 利用対象者が制度の概要やサイトの操作方法等を理解し、全てのポイントを有効期限内に必要な贈呈品等と交換できるようにすることができるよう、妊婦・子育て家庭を主なターゲットとした効果的な広報・プロモーション方策について次により、企画提案すること。
 - ・ 現金等による給付からの円滑な移行を図ることを目的として、プラットフォームの利用開始に先立って、事業の目的やプラットフォームの概要等を広く発信するための広報物（ポスター等）のデザイン及び原稿作成を行うこと。
 - ・ 利用対象者が混乱なくプラットフォームを利用できるようにすることを目的として、システムの稼働後に利用対象者に配布し、事業の目的やシステムの操作方法、具体的な活用場面等を分かりやすく発信するための広報物（リーフレット等）のデザイン及び原稿作成を行うこと。

(イ) WEBカタログの作成

① 贈呈品の内容等

WEBカタログに掲載する贈呈品の内容等については以下とすること。

- ・ 贈呈品は、別紙に記載の商品・サービスを基本として全体で300点以上掲載し、利用対象者が任意に選択できるよう十分な選択肢を用意すること。ただし、アルコール類、たばこ、遊技場入場券、資産形成価値の高いもの（株、金等）は商品にできないものとする。
- ・ 贈呈品については、妊婦及び0歳児から1歳児向けのものを用意することとし、贈呈品にそぐわない内祝い等の商品は含めない。また、妊婦・子

- 育て家庭が使用するものとしての品質・安全や各家庭に公平に行き渡るよう、安定的な供給ができる商品を選定すること。
- ・ 流産、死産、対象児童の死亡の場合にもギフトの利用が可能となるように、家事・生活用品等のサービス等も設定すること。
 - ・ 贈呈品等の価格設定については、市場流通価格相当の範囲内でできるだけ廉価な設定とすること。
 - ・ 贈呈品は定価ベース（市場価格）で千円（ポイント）から100千円（ポイント）相当の複数品目を掲載し、全てのポイントを使い切れるように、千円（ポイント）単位の価格設定とすること。また、市場価格との乖離が生じないように調達コストの縮減に努めることとし、そのための具体策を企画提案すること。
 - ・ 各贈呈品の価格は、税込かつ送料込とすること。
 - ・ 贈呈品の選定に当たっては、汎用的な贈呈品等だけでなく、利用対象者が地域と繋がるきっかけづくりとなるような贈呈品等を開発・掲載することとし、具体的な開発手法及び想定される贈呈品等の案について企画提案すること。なお、最終的に贈呈品等については、県と協議の上決定すること。
 - ・ 掲載する贈呈品は多様な家庭状況に配慮した幅広いニーズに応えられるよう、魅力的で十分な選択肢を用意すること。
 - ・ 申込期間全体を通して供給できる贈呈品等を選定すること（季節限定品目等を除く）。また、季節ごとの贈呈品入れ替えや利用者のニーズに基づく贈呈品の追加など、必要に応じて贈呈品等の入替えに努めること。
 - ・ 速やかな発送が可能であり、集中した申込みに対しても供給できる贈呈品等であること。ただし、贈呈品等の性質や生産量、収穫時期等の制限により、即時対応が困難なものについては、その旨を明示すること。
 - ・ 食料品については、最低でも発送日から1週間以上の消費期限が保証されること。ただし、生鮮食料品（鮮度が高く要求されるもの）についてはこの限りではないが、贈呈品等の発送希望日等を事前に利用者に確認・調整するなど、贈呈品等が適切に利用者の手元に届くよう配慮すること。また、生花等、時間の経過により利用価値が著しく損なわれるものについても、同様の配慮を行うこと。
 - ・ 離乳食等の食品の品質等については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、品質の確保に努めるとともに、発送手段等を考慮し、最低でも発送日から60日以上消費期限を保証すること。
 - ・ ベビーカー・ベビーシート等は、SG認証（日本）、EN1888-2（欧州）又はそれに準ずる規格を取得していること。
 - ・ WEBカタログでは、贈呈品を品目、妊婦及び出生した児童の対象月齢、ポイント数で分類し、表示するなど、選びやすく見やすいカテゴリ分けにすること。

- ・ 市町村ごとのオプションとして、独自の贈呈品・サービス（金券及び電子マネーを含む。）を掲載できるようにすること。また、掲載する贈呈品・サービスの決定及び変更に当たっては、事前に協議すること。

(ウ) 共通事項

- ① 利用対象者による贈呈品の発注は、原則、WEBサイトから行うものとする。ただし、利用対象者がWEBサイトから発注できない場合や紙媒体での配布を希望する場合には、問合せ窓口で個別に受付をした上で、紙媒体の商品リストと申し込み用紙等を送付し、対応すること。
なお、紙媒体のカタログの配布・発注に係る郵送費用は受託者の負担によること。
- ② デジタル機器の使用が難しい方などへの配慮について、提案すること。
- ③ 外国ルーツの方などへの配慮について提案すること。
- ④ ポイント範囲内であれば複数回申込を行うことができることとする。

(エ) ギフトカード等印刷物の作成

受託者は、印刷物（ギフトカード、送付用封筒、利用案内状）を、目安として1(6)の想定件数分作成し、印刷すること。

なお、最終的な作成部数等については、県と協議の上決定すること。

(オ) 印刷物の納品

- ① 受託者は、作成したギフトカードを県の指定場所に、別途指定する日までに、概ね第一四半期想定分を納品すること。残り分の配送時期、回数については、県等と調整の上、必要部数を順次納品できるようにすること（年間4回程度の配送を想定）。なお、納品は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時の間に行うこと。
- ② 納品にあたっては、納品するID・PWごとの管理番号を記した一覧表を作成し、当該一覧表とその電子データ（エクセル）を付すこと。市町村に納品する場合は、県に対しても一覧表および電子データを納品すること。
- ③ 納品にあたっては、ギフトカードと利用案内状をあらかじめ送付用封筒に封入・封緘しておくこと。また送付用封筒の外側に、封入したID・PWに対応する管理番号を記載し、封緘した状態でも一覧表と突合することで、封入したID・PWを確認できる仕様とすること。
- ④ 受託者から納品されたギフトカードは、市町村が宛名や管理番号により管理し、管内の対象世帯へ配布するものとする。
- ⑤ 受託者は、納品後に納品が確認できる書類を県に提出すること。

(2) 実施体制の確保

ア 受託者は利用対象者及び県・市町村職員からの問合せ等に対応できる問合せ窓口を設置し、下記の内容に対応できる体制を構築すること。

- (ア) 制度の利用方法、案内状及び贈呈品等の内容・発送に関する問い合わせ
- (イ) 案内状再送依頼の受付（提供した利用者リストによる本人確認の実施）
- (ウ) 贈呈品等に関する苦情、発送事故等に対する問い合わせ等

イ 本事業及び贈呈品等に関する苦情等が寄せられた場合は、誠意をもって丁寧に対応するとともに、速やかに県に報告すること。

ウ 問合せ窓口は、少なくとも平日午前9時から午後5時まで開設し、回線は本事業専用番号を用意の上、混み合っ繋がないことがないようにすること。また、トラブルの内容によっては、電子メール等による受付窓口を有した体制を整備し、休日、夜間の対応もすること。

エ 受託者は、登録のある利用対象者にポイントの残余がある場合、当該利用対象者に対し、利用期限前に期限を通知すること。

(3) アンケートの収集・分析

ア WEBサイト上では、本事業の対象者が個人情報登録の際に、県が指定する子育てニーズ等把握のためのアンケートの取得も同時にでき、アンケート回答結果を県と受託者間で確認できるようにすること。その他、県からの依頼に応じて、必要時期に必要な項目数のアンケートを実施すること。また、回答結果は、毎月、受託者が加工・分析できる電子データ（エクセル）で市町村別に報告すること。

イ 県からの依頼に応じて、どの贈呈品に人気が集まるかなどのデータを集計・分析を行い、提出すること。

(4) 贈呈品の配送・管理体制

ア 受託者は、利用対象者からの発注に基づき、各家庭への配送を行うこと。配送は、原則として発注を受理してから概ね1か月以内、もしくは予めカタログ上に示した発送時期に利用対象者へ贈呈品を発送すること。また1か月以降の日付で、届け日指定をできるようにすること。加えて、同時注文分の配送物は、発注のあったものを可能な限り一つにまとめて送ること。

イ 配送物は、本事業によるものと分かるよう、本事業に係る配送物である旨及び、受託者が受託した事業であること及び問合せ窓口を配送伝票等に明記すること。発送にあたっては、利用対象者の受領が確認できる発送方法とすること。

ウ 特段の理由により、贈呈品の発送が著しく遅れる場合は、事前に当該利用対象者へ発送時期を連絡し、了承を得ること。また、消費期限の短い離乳食等、時間の経過によって価値が著しく損なわれるものについては、利用対象者へ適切に届くよう配慮すること。

エ 贈呈品の発送について、利用対象者の都合による転送は原則行わない措置を講じること。また、贈呈品の輸送中における破損や紛失に対し、保障が受けられる発送方法とする。

オ 不着返却のあった贈呈品等の取扱いについては、速やかに利用者の登録電話番号に連絡する等し、適正に届けるように努めること。連絡が取れないなど再配送が困難な場合は、県と協議の上、適切に対応すること。

(5) 運用マニュアルの整備及び職員向け研修・試行運用

ア ID等の交付からサイトへの登録、贈呈品等の配送までのプラットフォーム全体に係る業務フロー等を記載した運用マニュアルを作成すること。また、管理者及び利用者向けにサイトの操作手順や機能を示した説明書をそれぞれ作成すること。

イ 必要に応じて、運用マニュアルを利用した職員研修を実施するほか、デモサイト等を利用した試行運用を実施するなど、円滑にシステムの利用を開始するための取組を実施すること。

(6) その他自由提案

ア 上記(1)から(5)に記載の業務は、県が最低限必要と考えているものである。参加者は、その専門的な知見やこれまでの類似業務で蓄積したノウハウを活かして、本業務の目的の達成に資する事項があれば、経費の範囲内で積極的な提案を行うこと。

イ 提案に当たっては、プラットフォームが単なる贈呈品等の交換用のシステムに留まらず、県内の妊婦・子育て家庭のつながりづくりを応援するものとなるよう、付加価値を高めることに留意すること。

3 システム構築後のプラットフォーム運用について

別途契約予定である、次年度以降のシステム構築後の運用については、下記のような事業を想定している。その他、市町村及び利用者の利益に資する運用業務について提案すること。また、運用業務に係るコストについては、国交付要綱における基準額（利用対象者100人当たり80千円）を参考に見積もることとするが、そのコストが国基準額を超える場合等は市町村負担とする場合も含めて、市町村毎の費用負担額について提案すること。

なお、詳細は提案内容を基に事業者、県及び市町村と協議の上で決定するもの。

<想定される運用業務>

(1) 県（プラットフォーム運用）

ア 全体の進行管理

イ 商品管理体制（商品の登録、在庫管理、データ収集（商品ニーズ、問い合わせ件数、利用者の商品購入状況）、商品の配送情報等）

ウ 問い合わせ対応：顧客及び各市町村（システムの使用方法、エラー対応、商品の品質、配送状況等）

エ 参加市町村全体の情報管理

オ 3(1)オ(ア)⑧で作成した広報ツールの印刷・配布（広報内容の見直しを含む。）

(2) 市町村

ア 利用者ID・PW及びポイント（または電子マネー）付与（市町村、運用管理事業者との情報共有）

イ 利用者の個人情報管理（氏名、住所、ポイント（または電子マネー）残高、商品購入履歴等）

ウ 商品管理（市町村独自の商品、育児サービス等）

エ 精算作業（商品配送結果（商品及び配送に係る経費を含む。）、利用者情報等）

オ 3(1)オ(ア)⑧で作成した広報ツールの印刷・配布（広報内容の見直しを含む。）

(3) その他

ア システム利用開始後、新たな市町村の追加に係る業務

イ その他プラットフォームの運営に当たり必要な業務

4 共通事項

(1) 事業計画書の作成

受託者は、契約締結後、速やかに県と打ち合わせを実施し、本業務の履行に当たっての実施体制、スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成すること。事業計画書は、県の承認を得ること。

(2) 報告書の作成

毎月の委託業務の進捗状況を取りまとめ、実績報告書を作成し、翌月末までに、県内の広域連携に参加する全市町村分について、県にまとめて提出すること。

具体的な報告内容は、案内状・カードの納品件数、WEBサイトへの登録者数、申込受付数、発注受付ポイント数、発送済贈呈品数、発送済ポイント数、ポイント全消費者の人数、サイト未利用者の人数等とする。

(3) 県との意思疎通が十分可能な体制を確立すること。

(4) トラブル等発生時の危機管理体制を確立すること。

(5) 本業務で取り扱う個人情報について、クラウドサービス上で扱う際はISMクラウドサービスリストに登録されているサービスを利用すること。

(6) 個人情報をクラウドサービス上に保存する際は、日本国内法が適用される場所に保管されること（日本国内リージョン）。

5 作成物の帰属

本事業の作成物及びその著作権は、全て県に帰属する。

なお、制作に当たって、第三者の著作権等に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって、適正に処理すること。

6 個人情報の保護

本事業によって知り得た個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報に関する特記事項」によること。

7 費用負担

受託者が業務を遂行するにあたって必要となる経費は、契約金額に含まれるものとする。

8 支払方法

WEBカタログ等のシステム構築等導入費用については、事業開始後速やかに支払いを行うものとする。

贈呈品の調達・配送等事業運用費用については、各月ごとの利用者に対して発送したギフトカードの数を検査し、適正と判断した後、受託者の請求書を受理した日から30日以内に受託者に対して支払いを行うものとする。

別紙

カタログ掲載商品・サービス

1 商品・サービス（基本分） ※委託事業者が予め設定する商品・サービス

カテゴリ	掲載点数	商品例（参考）
家事・育児サービス	20点以上	家事支援・育児支援サービス、ベビーシッター、産後ケア、宅食サービス 等
妊産婦用品	30点以上	マタニティウェア、妊婦用下着、産褥ショーツ、産後の補正下着、授乳用下着、骨盤ベルト、授乳クッション、授乳パジャマ 等
乳幼児衣料品	30点以上	肌着、ロンパース、靴下、スタイ、ガーゼ 等
育児消耗品	30点以上	ミルク、離乳食、おむつ、おしりふき 等
家事・育児生活支援品	30点以上	ベビーモニター、空気清浄機、ブレンダー、掃除ロボット、時短家電、生活雑貨 等
玩具等	30点以上	知育玩具、乗用玩具、絵本 等
育児日用品	30点以上	ベビーカー、チャイルドシート、抱っこ紐、ベビーチェア、ベビーベッド、マザーズバッグ、哺乳瓶、食器 等
多胎児用品	10点以上	多胎児用ベビーカー、多胎児用抱っこ紐 等
衛生資材	10点以上	スキンケア用品、消毒用品、タオル 等
金券・ギフト券	1点以上	主に子育てに関する商品やサービスに利用されるもの
サービス利用券	10点以上	タクシー利用券、撮影券、カウンセリング利用券、グルメ券、エステ利用券 等
その他	65点以上	出産・子育てに関わるもの全般
岩手ならではの贈呈品・サービス	5点以上	※利用対象者が地域と繋がるきっかけづくりとなるような贈呈品・サービスを開発・掲載すること。

		※全市町村で共通のラインナップを掲載する想定（特定の市町村でのみ利用できるサービスを掲載する場合は、当該市町村に居住していない利用対象者が閲覧・交換できない仕組みとすることが望ましい。）。
合 計	300点以上	

注1：上記のカテゴリ及び掲載点数については、必ずカタログに掲載するものとする。

注2：上記のカテゴリや掲載贈呈品には、寄付・募金は除くこと。

注3：上記事項にないカテゴリ等をカタログに掲載する場合には、事前に県に協議すること。

注4：岩手ならではの贈呈品・サービスとは、地域社会全体で子育てする方々や子どもを温かく見守る環境づくりに資するものであること。

2 商品・サービス（市町村独自分）※1にオプションとして追加する商品・サービス

カテゴリ	商品例（参考）
市町村が実施するサービス	家事支援・育児支援サービス、歯科検診、産後ケア利用クーポン券 等
地域独自の商品	商工会との連携による子育て応援商品券、地域の特産品等
その他	金券、電子マネー 等